

樹木採取者公募の公示

令和6年9月25日

山形河川国道事務所長 森田 裕介

次のとおり、「山形河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：山形河川国道事務所管内河川区域内樹木採取

2. 公募内容：高水敷支障木伐採・搬出（採取区域等は別紙のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

3. 採取時期

令和6年10月11日（金）～令和7年12月25日（木）まで【予定】

※ただし、生物等の生育環境保全や進入路整備等のため、採取期間が制限される場合があります。

4. 採取場所

| | |
|-----------------|--------------------|
| 山形県米沢市下新田地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧南陽）管内） |
| 山形県川西町洲島地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧南陽）管内） |
| 山形県南陽市宮崎地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧南陽）管内） |
| 山形県川西町東大塚地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧南陽）管内） |
| 山形県川西町西大塚地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧南陽）管内） |
| 山形県長井市金井神地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧長井）管内） |
| 山形県長井市森地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧長井）管内） |
| 山形県長井市五十川地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧長井）管内） |
| 山形県白鷹町広野地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧長井）管内） |
| 山形県白鷹町高岡地先の高水敷 | （置賜流域治水出張所（旧長井）管内） |
| 山形県東根市長瀬地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |
| 山形県山形市鮎洗地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |
| 山形県中山町達磨寺地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |
| 山形県山形市成安地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |
| 山形県山形市渋江地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |
| 山形県東根市野田地先の高水敷 | （寒河江出張所管内） |

5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式を提出期間中に提出して下さい。（郵送可、期間内に必着のこと）

② 提出期間

令和6年9月25日（水）～ 令和7年6月30日（月）

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※一次〆切：令和6年10月4日（金） その後は随時受け付け。

※予定区画に達した時点で公募は終了となります。その際はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

③ 提出先・問い合わせ先

東北地方整備局 山形河川国道事務所

【河川管理課】 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3番55号

電話 023-688-8942

【置賜流域治水出張所】 〒993-0002 長井市屋城町4-39

（旧長井出張所） 電話 0238-88-2310

（旧南陽出張所） 〒999-2232 南陽市三間通14

電話 0238-43-2011

【寒河江出張所】 〒991-0043 寒河江市大字島字島東239

電話 0237-86-3069

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となります。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・実効性・安全対策・地域性等）し、選定します。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じです。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用はしません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりです。